

議案第 3 4 号 宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 5 号 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 6 号 宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並  
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支  
援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 7 号 宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支  
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 議案第 3 4 号～議案第 3 7 号に関する一括説明資料

1 改正に際しての基本的考え方…【議案第 3 4 号～議案第 3 7 号共通】

従うべき基準の条項については、基準省令と異なる内容を定めることはできないと  
されているため、改正省令どおりに条例改正をします。

標準とされる基準及び参酌基準については、市独自の基準を定めるほどの地域特性  
や地域の実情が認められがたいことから、改正省令通りの条例改正をします。

2 主な条例改正の内容

(1) 感染症や災害への対応力強化…感染症や災害が発生した場合であっても、利用者  
に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築…【議案第 3 4 号～議案第  
3 7 号共通】

【対象サービス】・項目・(基準の種類)	改正内容
【全サービス】 ①業務継続計画の作成(従うべき基 準) ②体制構築(従うべき基準)	①感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築するため、業務継続計画の作成を行うこととする。 ②感染症発生、又はまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこととする。

(2) 地域包括ケアシステムの推進… 住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取り組みを推進…【議案第35号、議案第36号該当】

【対象サービス】・項目・(基準の種類)	改正内容
<b>【認知症対応型共同生活介護】</b> ①ユニット数の弾力化 ※1 (標準とされる基準) ②サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の基準の創設 (従うべき基準)	①ユニット数について「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところを「1以上3以下」とする。 ②人材を有効活用しながら、より利用者身近な地域でのサービス提供が可能とするため、サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の所要の基準改正を行う。
<b>【小規模多機能型居宅介護】</b> 定員の遵守の緩和 ※2(参酌基準)	過疎地域において、地域の実情により効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定期間行わないことを可能とする。

※1 ユニット数の弾力化については、今後の運用上必要であり改正省令通りの改正を行います。

※2 定員の遵守の緩和について改正省令通りの改正を行いますが、運用については、本市は過疎地域に該当しないため、従前どおりの取り扱いとなります。

同…【議案第35号該当】

【対象サービス】・項目・(基準の種類)	改正内容
<b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> 個室ユニットの定員上限の明確化 (従うべき基準)	人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員について「おおむね10人以下としなければならない」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」を可能とする。

(3) 自立支援・重度化防止の取組の推進…制度の目的に沿って、質の評価やデータの活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進…【議案第34号～議案第37号共通】

【対象サービス】・項目・(基準の種類)	改正内容
<b>【全サービス】</b> 情報の収集・活用の推進(参酌基準)	介護サービス提供事業所は、サービス提供の開始に際し、介護保険等関連情報その他必要な情報を、適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

(4) 介護人材の確保・介護現場の革新…喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応…【議案第35号、議案第36号該当】

【対象サービス】・項目・(基準の種類)	改正内容
<b>【認知症対応型共同生活介護】</b> 夜勤職員の配置緩和(従うべき基準)	人材の有効活用を図る観点から3ユニットで、かつ一定の要件を満たす場合例外的に夜勤2人以上の配置を選択することを可能とする。(現行1ユニット1人以上)

(5) 制度の安定性・持続可能性の確保…必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る…【議案第34号該当】

【対象サービス】・項目・(基準の種類)	改正内容
<p>【居宅介護支援】 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応(従うべき基準)</p>	<p>区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成しているとき、市町村からの求めがあれば提出しなければならないこととする。</p>

### 3 施行期日 令和3年4月1日…【議案第34号～議案第37号】

※【議案第34号】「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第15条第21号の規定(訪問回数が多い訪問介護(※令和3年4月1日改正により新設))は、令和3年10月1日から施行となります。

#### [参考]

条例改正の影響を受ける市内サービス事業所数 (令和3年2月1日現在。休止事業所を除く。)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護	7事業所
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	14事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4事業所
看護小規模多機能型居宅介護	0事業所
地域密着型通所介護	32事業所
夜間対応型訪問介護	0事業所
(介護予防)認知症対応型通所介護	7事業所
地域密着型介護老人福祉施設	0事業所
居宅介護支援事業所	64事業所